

●給与上手くんα ProⅡ／給与・賞与 Version 11.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和 2 年分 年末調整改正

- 給与所得控除の見直し（平成 30 年度改正）
- 基礎控除の見直し（平成 30 年度改正）
- 各種所得控除の合計所得金額要件等の見直し
- 所得金額調整控除の創設（平成 30 年度改正）
- ひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直し（令和 2 年度改正）
- 住宅借入金等特別控除の改正
- 各種帳票の改正

◆ その他の改良、修正を行いました。

❗注意

・当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われますが、その際に現在「社員登録→扶養情報①タブ→所得見積金額」に入っている金額をクリアします。

本年の所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください。

・マスターバージョンアップ処理後のマスターは、従来バージョンのプログラム（VERSION:10.501 以前）とのデータの移動はできません。

※他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側もバージョンアップが必要です。

※所得金額調整控除は扶養控除申告書に沿って入力された社員情報から自動判定する項目です。

給与マスターの場合は、年調切替で“年末調整計算を行う”に切り替えると判定します。

“通常の給与計算を行う”に再度切替えると、手動で入れた要件のチェックは削除されますのでご注意ください。

※令和 2 年分給与支払報告書（総括表）対応 給与処理 d b プログラムは 12 月上旬に提供予定です。

※詳細は、次ページからの“給与処理 d b【給与計算】（VERSION:11.001）の変更点”を参照してください。

。

給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:11.001）の変更点

！ 注意 ！

☆当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われますが、その際に現在「社員登録→扶養情報①タブ→所得見積金額」に入っている金額をクリアします。

本年の所得見積額は、バージョンアップ後に入力してください。

氏名	性別	生年月日	住所 (他府県)	配扶養 区分	所得見 積額	所得見 積額	所得見 積額
母	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
父	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
母	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
父	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
母	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
父	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
母	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
父	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
母	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000
父	昭和50年07月08日	世田谷区玉川2-あー	一	非居住	430,000	430,000	430,000

社員登録の扶養情報①タブの「所得見積額」をクリアします。
「配扶養区分」はバージョンアップ前の状態で保持されます。

所得見積額のクリアは、以下 2 点による対応です。

- ①給与所得控除の改正により、令和元年の所得見積額と同額ではない可能性が高いこと。
- ②合計所得金額要件の改正により、令和元年の所得見積額を使用した場合に誤った扶養区分となる可能性があること。

現在選択いただいている配・扶養区分を保持した状態で所得見積額をクリアしますので、月々の給与計算時の源泉所得税に影響を与えることなく、給与マスターを移行することができます。

※すでに令和 2 年分年末調整用に所得見積額を入力している場合は、バージョンアップによりすべてクリアされます。**現在入力いただいている所得見積額については、お手数ですが、再度のご入力をお願いします。**

※令和元年では配扶養区分が“対象外”の方で、令和 2 年では所得見積額が 0 円で“対象”となる場合、配扶養区分を“対象”に切り替えてください。

（所得見積額欄に既に入力されている金額を 0 円に変更した場合は、配扶養区分も自動判定し変更しますが、所得見積額が空欄（バージョンアップにより空欄になった為）の場合、0 円を入力しても配扶養区分は自動判定されません。（1 円以上の金額を入力すれば自動判定されます。））

☆「マスターバージョンアップ」後は、従来バージョンのプログラム（Ver.10.501 以前）では処理を行うことができなくなります。また、データの通信・移動等も行えなくなります。

他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側もバージョンアップが必要です。

令和 2 年 年末調整改正

I. 改正事項

1) 給与所得控除の見直し（平成 30 年度改正）

- 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
- 控除上限額が 195 万円に、上限額の適用される収入金額が 850 万円超に引き下げられました。

2) 基礎控除の見直し（平成 30 年度改正）

- 基礎控除額が 10 万円引き上げられました。
- 合計所得金額が 2,400 万円超から基礎控除額が遡減、2,500 万円超で適用がなくなりました。

3) 各種所得控除の合計所得金額要件等の見直し

- 各種所得控除の合計所得金額要件が 10 万円引き上げられました。

4) 所得金額調整控除の創設（平成 30 年度改正）

- ①子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（最大 15 万円）
 - 対象：給与収入 850 万円超で、子を有する者又は家族内に特別障害者を有する者
 - 控除額：（給与等の収入金額（最高 1,000 万円） $\times$ - 850 万円） $\times$ 10%
- ②給与所得と年金所得の双方を有する者の所得金額調整控除（最大 10 万円）
 - 控除額＝給与所得（最高 10 万円）+ 公的年金所得（最高 10 万円）- 10 万円

5) ひとり親控除の創設及び寡婦控除の見直し（令和 2 年度改正）

- ①ひとり親控除（35 万円）
 - 対象：ひとり親のうち、次の要件を全て満たす者
 - ・生計同一で総所得金額等が 48 万円以下の子を有する
 - ・本人の合計所得金額が 500 万円以下
- ②寡婦控除（27 万円）
 - 対象：次の a.又は b.のうちひとり親に該当しない者
 - a.夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次の要件をどちらも満たす者
 - ・扶養親族を有する
 - ・本人の合計所得金額が 500 万円以下
 - b.夫と死別した後婚姻をしていない者のうち、合計所得金額が 500 万円以下の者

※令和 2 年年末調整より
“特別の寡婦”及び“寡夫”は廃止。

6) 住宅借入金等特別控除の改正

- 令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日までの間に入居の場合、控除期間が 13 年となります。
- 控除率は 1～10 年目は“年末残高 $\times$ 1%”、11～13 年目は“年末残高 $\times$ 1%”又は“建物価格 $\times$ 2%/3 年”のうち低いほうの額

7) 各種帳票の改正

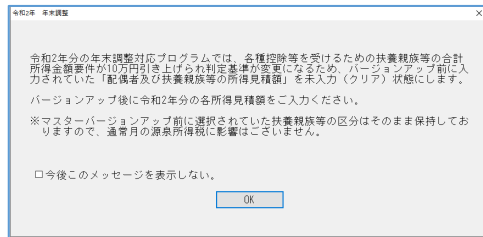
- 上記改正に伴い、以下の帳票が新設又は改正されています。
 - ・令和 3 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
 - ・令和 3 年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
 - ・令和 2 年分 給与所得者の基礎控除申告 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
 - ・令和 年分 給与所得の源泉徴収票
 - ・令和 年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

8) 令和 3 年分 月々の源泉徴収

- ①給与所得の源泉徴収税額表（月額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、電算機計算の特例とともに税額は令和 2 年から変更ありません。
- ②令和 3 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等から、改正後のひとり親控除と寡婦控除が適用されます。

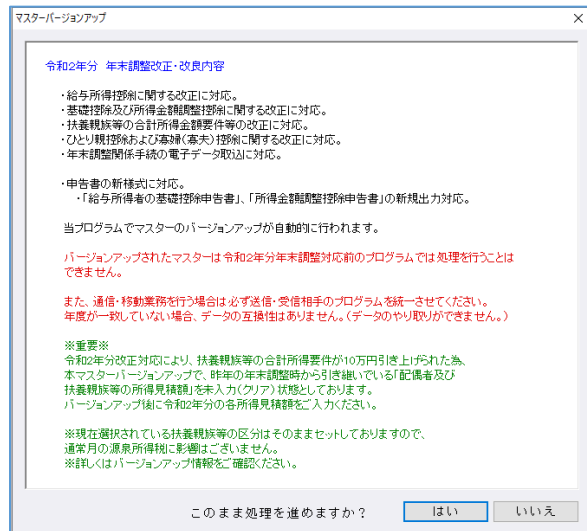
マスターバージョンアップ

- 会社を選択するとメッセージを表示します。
- ・改正対応に関する注意メッセージ



※改正対応に関するメッセージが不要な場合は、「今後このメッセージを表示しない。」のチェックを入れてください。
表示の有無はユーザー単位で選択できます。

- ・マスターバージョンアップに関するメッセージ



«マスターバージョンアップで行われること»

- ・配偶者と扶養親族の所得見積額を未入力（クリア）状態とします。（前述「注意」を参照）
- ・本人区分を「旧」寡婦寡夫」「ひとり親・寡婦」区分に変換します。（後述「改正対応 I -1)-②」参照）

改正対応

I. 登録・導入

1) 会社情報／新規会社登録・修正・削除

①会社登録

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- ・システム設定タブの「システム：保険／配偶者控除申告書」を「システム：保険／基・配・所申告書」に変更しました。

システム：	
部署管理	5階層まで使用
区分管理	行う
扶養控除申告書	作成する
保険／基・配・所申告書	作成する

※令和1年以前のマスターを選択した場合は、保険／配偶者申告書です。

②社員登録

ひとり親控除・寡婦控除

- ・本人情報タブの「本人区分：寡婦寡夫」を「旧）寡婦寡夫」に変更、また「ひとり親・寡婦」を追加しました。

本人区分：	☐ 障害者	☐ 一般	☐ 特別
本人区分	☒ 旧）寡婦寡夫	☐ 一般	☐ 特別
	☒ ひとり親・寡婦	☐ ひとり親	☐ 寡婦
	☐ 勤労学生		
	☐ 死亡退職		
	☐ 災害者		
	☐ 外国人		

～「旧）寡婦寡夫」欄と「ひとり親・寡婦」欄について～

- ☆「旧）寡婦寡夫」区分のチェックは、現在の「寡婦寡夫」区分のチェックをそのまま移行します。
- ☆「ひとり親・寡婦」区分へのチェックは、令和2年マスターのマスターバージョンアップ時に、次のように変換します。

- ・寡婦（一般） → 寡婦
- ・寡婦（特別） → ひとり親
- ・寡夫 → ひとり親

※改正により新たに控除対象となった方については、手入力をお願いいたします。

- ☆「旧）寡婦寡夫」と「ひとり親・寡婦」の区分はそれぞれ以下のように使用します。

障害者	一般	特別
☒ 旧）寡婦寡夫	☐ 一般	☐ 特別
☒ ひとり親・寡婦	☐ ひとり親	☐ 寡婦
☐ 勤労学生		

←令和2年分の月々の給与計算に使用

←令和2年分の年末調整以降に使用

- ☆「ひとり親・寡婦」区分へのチェックと、「ひとり親控除・寡婦控除」を受ける条件

- ・本人の所得金額が500万円以下であること。
- ・「ひとり親」の場合は、扶養親族の登録があること。
- ・「寡婦」は扶養親族無しでも控除対象です。

※扶養情報①画面の続柄や扶養区分の種類は判定の対象となっていないため、例えば男性で、ひとり親にチェックがあり、“親”を扶養控除対象親族として登録していると、子の登録が無くてもひとり親と判定されます。正しくチェックを入れるよう注意してください。

※本人区分はマスターの年度によって表示が違います。

«令和1年以前マスター»

本人区分：	☐ 障害者	☐ 一般	☐ 特別
本人区分	☒ 寡婦寡夫	☐ 一般	☐ 特別
	☐ 勤労学生		
	☐ 死亡退職		
	☐ 災害者		
	☐ 外国人		

- ・「寡婦寡夫」欄のみ使用。
- 「ひとり親・寡婦」欄は閉じます。

«令和3年以後マスター»

本人区分：	☐ 障害者	☐ 一般	☐ 特別
本人区分	☒ ひとり親・寡婦	☐ ひとり親	☐ 寡婦
	☐ 勤労学生		
	☐ 死亡退職		
	☐ 災害者		
	☐ 外国人		

- ・「ひとり親・寡婦」欄のみ使用。
- 「旧）寡婦寡夫」欄は閉じます。

- ・扶養情報②タブの区分から「特別の寡婦」、「寡夫」を削除、「ひとり親」を追加しました。
- また、「左記の内容」→「障害者、又は勤労学生の内容」に変更しました。

○ 主たる給与から控除を受ける障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生				
	本人	同一生計配偶者	扶養親族	障害者又は勤労学生の内容
一般の障害者				①障害者
特別障害者	○			2寡婦
同居特別障害者				3ひとり親
				4勤労学生

2) 登録・導入／会社・社員情報リスト

①社員情報リスト

ひとり親控除・寡婦控除

- ・【本人区分】の“寡婦寡夫”を“旧)寡婦寡夫”に変更、“ひとり親・寡婦”を追加しました。

本人情報	性別:	女	【所属】		【本人区分】	
	生年月日:		役職:		障害者:	NO
	入社年月日:		区分:		旧)寡婦寡夫:	特別
	退社年月日:		従業員区分:	常用労働者	ひとり親・寡婦:	ひとり親
	在職区分:	在職者			勤労学生:	NO
					死亡退職:	NO
					災害者:	NO
					外国人:	NO

II. 給与・賞与

1) 入力・出力／給与・賞与 (Pro IIは年末調整タブでも同様の処理が可能です)

①年末調整／年調データ入力／基礎/配偶者/調整控除申告書入力タブ

基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

- ・「保険料控除／配偶者控除等申告書入力」タブが、「保険料控除入力」タブと「基礎／配偶者／調整控除申告書入力」タブに分かれました。

累積入力	保険料控除入力	基礎/配偶者/調整控除申告書入力	控除入力	年末調整票入力
2 年 12 月 分 (給与)	個人コード	21-000011	支給日	12月30日

※保険料控除入力タブからは、配偶者（特別）控除タブが削除されました。

「生命保険料控除」「地震保険料控除～」タブは、従来と入力方法に変更は有りません。

生命保険料控除	地震保険料控除	社会保険料控除	共済等掛金控除	地震保険料控除
---------	---------	---------	---------	---------

※令和1年以前のマスターを選択した場合は、従来と同様の保険料控除／配偶者控除等申告書入力タブです。

～基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブ～

基礎/配偶者/調整控除申告書入力				控除入力	年末調整票入力
個人コード	000001	支給日	12月30日		
社員氏名	大阪 太郎	在職/介護区分	在職者		
所属部署		給与/年調区分	月給者/年調する	年調切替	
前社員(PageUp)					
次社員(PageDown)					
基礎控除申告書／配偶者(特別)控除等申告書／所得金額調整控除申告書					
配偶者氏名	個人番号	本人と住所が異なる場合の配偶者住所	非居住者	生計を一にする事実	配偶者氏名転記
	生年月日	郵便番号(様家Home)			
本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額		
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額	所得の種類	収入金額等
給与所得	4,937,501	1,428,701	3,508,800	給与所得	
事業所得				事業所得	
雑所得				雑所得	
配当所得				配当所得	
不動産所得				不動産所得	
退職所得				退職所得	
上記以外の所得				上記以外の所得	
合計所得金額			3,508,800	配偶者の合計所得金額	
基礎控除の額		48 万円		配偶者控除の額	万円
				配偶者特別控除の額	万円
☐ あなた自身が特別障害者 ☐ 同一生計配偶者が特別障害者 ☐ 扶養親族が特別障害者 ☐ 扶養親族が18歳未満					
要件	氏名・カナ(姓/名)	個人番号	生年月日	特別障害者	特別障害者に該当する事実
		住所又は居所	続柄	所得見額	

赤：基礎控除申告書、緑：配偶者控除等申告書、黄：所得金額調整控除の内容です。

「基礎控除申告書」

本人の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	9,600,000	2,060,000	7,540,000
事業所得	1,000,000	300,000	700,000
雑所得			
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得			
合計所得金額			8,240,000
基礎控除の額		48 万円	

支払日	給与	税	支払額
1月24日	4		800,000
2月25日	4		800,000
3月26日	4		800,000
4月24日	4		800,000
5月25日	4		800,000
6月26日	4		800,000
7月22日	4		800,000
8月25日	4		800,000
9月25日	4		800,000
10月23日	4		800,000
11月25日	4		800,000
12月25日	4		800,000
給与合計			9,600,000
賞与合計			0
給与合計			9,600,000

給与以外の所得金額を合計します。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,600,000	7,540,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		700,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		8,240,000

○ 控除額の計算

判定	控除額
☐ 900万円以下 (A)	48万円
☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
☐ 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
☐ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円

区分 I
A
(注のA～Cを記載)
基礎控除の額
480,000 円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

☆説明☆

1. 本人の合計所得金額の“給与所得の収入金額等”は、累積入力タブの“支給額の総合計”の金額が自動転記されています。
※“2 か所以上から給与を受けている”等で変更したい場合は修正可能です。
2. 給与所得以外の所得の合計額を“上記以外の所得”欄等に入力します。所得の内訳がわかる場合は各々入力しても構いません。
3. “合計所得金額”から、基礎控除額を自動判定します。

※令和1年分の様式では、給与以外の所得の内訳が必要でした。令和2年分の様式で不要となりましたが、今回の改正対応では画面の変更は行っていない。

「補足情報」

給与所得の「所得金額」は給与収入金額が850万円を超えている場合は、申告書裏面の説明に従い調整控除を加味した金額を算出します。（給与収入金額が2000万円を超えると計算しません。）

計算方法：{給与収入（最高1,000万円）－850万円}×10%

計算例：給与収入が900万円、850万円超のため所得調整控除の対象となります。

所得控除後の給与の額＝900万円－195万円＝705万円

所得調整控除額＝（900万円－850万円）×10%＝5万円

給与所得＝705万円－5万円＝700万円

- ・2箇所から給与を受けている場合、「基礎控除申告書」では合算した給与収入金額で所得調整控除額を計算してから基礎控除を計算します。
例えば、主たる給与が900万円、従たる給与が300万円の場合、給与収入金額を1200万で実額入力し、基礎控除申告書を作成します。
- ・給与所得以外がある場合は、その金額を加味して基礎控除額を計算します。
計算した基礎控除額は、年末調整計算に使用します。
※「所得金額調整控除額」に関しては、主たる給与収入900万円再計算して年末調整計算に使用します。
後述の説明も参考にしてください。

「配偶者控除等申告書」

配偶者氏名		個人番号	本人と住所が異なる場合の配偶者住所		非居住者	配偶者氏名転記
面談		生年月日	郵便番号(検索用)		生計を一緒にする事実	
姓	名	昭和50年07月08日				

配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	必要経費等	所得金額
給与所得	880,000	550,000	330,000
事業所得			
雑所得	100,000	20,000	80,000
配当所得			
不動産所得			
退職所得			
上記以外の所得			
配偶者の合計所得金額			410,000
配偶者控除の額			380,000円
配偶者特別控除の額			0円

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ)		配偶者の生年月日	
配偶者の氏名		男・大 50 年 7 月 8 日	
妻 山 美和子		夫 大 50 年 7 月 8 日	
妻 山 美和子		夫 大 50 年 7 月 8 日	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	880,000	330,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		80,000
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		410,000

○ 控除額の計算

区分Ⅱ		④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(※印の金額))									
①	②	③	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 135万円以下	135万円超 140万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円

配偶者控除の額 380,000円

配偶者特別控除の額 0円

※「配偶者氏名転記」ボタンを本人の合計所得金額の下から、配偶者の情報の横に移動しました。

☆説明☆

1. 配偶者の合計所得金額の“給与所得の収入金額等”を入力します。所得金額は規定の計算式により自動算出します。
2. 給与所得以外の所得の合計額を“上記以外の所得”欄等に入力します。所得の内訳がわかる場合は各々入力しても構いません。
3. “配偶者の合計所得金額”と、“本人の合計所得金額”から、配偶者（特別）控除の額を判定します。

「所得金額調整控除」

要件	☐ あなた自身が特別障害者 ☐ 同一生計配偶者が特別障害者 ☐ 扶養親族が特別障害者 ☒ 扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)	個人番号	生年月日	特別障害者に該当する事実
		国籍	本人	住所又は居所	婚姻	所得見解額
		ハダシヤ	ガスト	札幌市北区北二十三条西	長男	

◆所得金額調整控除申告書◆

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。

※「要件」欄の該当する項目に該当する場合は、いずれか1つの項目について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

※扶養親族が年齢23歳未満の場合は、その扶養親族が年齢23歳未満であることを記載してください。

要件	☐ あなた自身が特別障害者 ☐ 同一生計配偶者が特別障害者 ☐ 扶養親族が特別障害者 ☒ 扶養親族が年齢23歳未満	扶養親族等	氏名・カナ(姓/名)	個人番号	生年月日	特別障害者に該当する事実
		国籍	本人	住所又は居所	婚姻	所得見解額
		ハダシヤ	ガスト	札幌市北区北二十三条西	長男	

☆説明☆

所得金額調整控除は扶養控除申告書に沿って入力された社員情報から自動判定する項目です。

給与マスターの場合は、年調切替で“年末調整計算を行う”に切り替えると判定します。

※“通常の給与計算を行う”に再度切り替えると、手動で入れたチェックは削除されますのでご注意ください。

赤枠部：基礎控除申告書の本人の給与所得の収入金額等が 850 万円を超えているときに、控除要件に該当するかを判定します。

「要件」欄の上から順に社員登録内の情報と照合し、当てはまる情報があれば自動でチェックします。（扶養親族は、控除区分が“対象外”の場合は自動判定しません。）

黄枠部：扶養情報から、該当の扶養親族の情報を転記します。

※自動転記された情報を変更することはできません。

緑枠部：要件が本人、配偶者又は扶養親族が“特別障害者”である場合にその内容を入力して下さい。

なお、扶養控除等申告書に内容の記載がある場合は「扶養控除申告書の通り」と記載することで省略可能です。

「補足情報」

○夫婦ともに 850 万円超の給与収入があるケースについて

ICS の年末調整における所得金額調整控除の計算は、基本的には自動で判定しますが、下記のようなケースでは注意が必要です。

夫婦ともに調整控除は受けるが、要件に該当する子は夫の扶養控除対象で、妻の社員登録には要件に該当する情報がない場合は、上記「要件」欄の下 2 つ“扶養親族が特別障害者”、“扶養親族が年齢 23 歳未満”にチェックが可能なので、ご自身でいずれかにチェックを入れて適用してください。

※要件のうち上 2 つ“あなた自身が特別障害者”、“同一生計配偶者が特別障害者”については、年末調整を受ける場合は社員登録から判断できる内容のため、下 2 つのみ手動でチェックを可能としています。

※ご自身でのチェックは年調切替後に可能となります。

※扶養親族等の情報を入力したり、社員登録内の情報を転記することはできません。

お手数ですが出力後に手書きください。

○主たる給与と従たる給与が存在するケースの所得調整控除について

基礎控除申告書の本人の給与所得が 850 万円を超え、「要件」欄のチェック項目に該当する情報があると、所得金額調整控除申告書は自動で出力されます。

そのため、2 か所から給与を受けている場合（例：主たる給与→800 万円、従たる給与→200 万円）等で、給与収入金額欄を“合計額 1,200 万円”で実額入力すると、その金額で調整控除額を判定し、所得金額調整控除申告書を作成します。

しかし、主たる給与の年末調整では、給与収入 800 万円（累積入力タブの総合計額 800 万円）で調整控除の判定が行われ、「調整控除額の適用無し」の状態、源泉徴収票や源泉徴収簿を正しく作成します。

※所得税確定申告では、従たる給与を含めた金額で調整控除を適用する事ができます。

- ・保険料控除入力タブの「介護医療」欄を2段→3段に増設しました。

③年末調整／年調データ入力／控除入力タブ

- ・所得金額調整控除額の欄、基礎控除額の欄を新設しました。

「給与所得給与後の給与等の額」は調整控除額を控除した金額となります。

基礎／配偶者／調整控除申告書入力タブで算出した基礎控除額が転記されます。

- ## 住宅借入金等特別控除

- ・ 特別特定取得に該当する場合の選択を追加しました。

控除額：令和2年分年末調整においては、2年目のみが対象となるため控除額は“残高×1%”、また、限度額は“40万円”となります。

《参照》

- ・特定取得：税率引き上げ後の 8%又は 10%の消費税額で住宅を取得した場合を指します。
 - ・特別特定取得：税率引き上げ後の 10%の消費税額で住宅を取得した場合を指します。
- (居住開始年月日が令和 1 年 10 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日居住が対象)

- ・源泉徴収簿の改正に伴い、各項番を変更しました。

①支払帳票（明細書等）／明細書出力、賃金帳票／次月計算基礎票

- ・本人区分に「ひとり親」を“ひ”と1文字で表示するよう対応しました。

10

Ⅲ. 年末調整（ProⅡのみ）

1) 出力／出力処理（年末調整）

①年末調整帳票／扶養控除等（異動）申告書（令和2年分）

- ・ひとり親に該当する場合、国税庁の記載例通り“特別の寡婦を二重線で削除の上、ひとり親と記載”するよう対応しました。

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☒ ひとり親 ☐ 特別の寡婦 ☐ 寡夫 ☐ 勤労学生
		一般の障害者				(人)	
		特別障害者				(人)	
		同居特別障害者				(人)	

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、() 内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

※令和2年分と令和3年分では、ひとり親に該当する場合の出力方法が違いますので、ご注意ください。

②年末調整帳票／扶養控除等（異動）申告書（令和3年分）

- ・改正様式に対応しました。
- 赤枠内の区分の「特別の寡婦」「寡夫」を削除、「ひとり親」を追加しました。
- 青枠内の文言を変更しました。

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☒ ひとり親 ☐ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容
		一般の障害者				(人)		
		特別障害者				(人)		
		同居特別障害者				(人)		

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、() 内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

※1 源泉控除対象配偶者とは、所得者（令和3年中の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

③年末調整帳票／基礎・配偶者・調整控除申告書

- ・新規帳票に対応しました。
- 下記帳票の色枠は、**赤：基礎控除申告書**、**緑：配偶者控除等申告書**、**黄：所得金額調整控除申告書**です。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 北海道函館市(株) (フリガナ) 函館 太郎 (基・配・所)

給与の支払者の法人番号 7 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 あなたの住所又は居所 札幌市北区北一条西五丁目1234号

税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 札幌市北区北一条西五丁目1234号

～記載に当たってのご注意～

①「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。

1. あなたの年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の年中の合計所得金額の見積額が48万円以下である場合は、「基礎控除申告書」を記載してください。

2. 上記1以外で、かつ、あなたの年中の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください。ただし、「配偶者控除等申告書」を記載する必要があります。

②「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が50万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「所得」欄の項目がいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,600,000	7,540,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,540,000

○控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ	480,000

◆配偶者控除等申告書◆

○配偶者の年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	980,000	430,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		430,000

○控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅱ	380,000

◆所得金額調整控除申告書◆

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「所得」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「所得金額調整控除申告書」を記載してください。

○所得金額調整控除の適用を受ける場合は、いずれか1つの項目について、チェックを付けて記載をすることによって差し支えありません。

○年末調整における所得金額調整控除の適用については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

入力方法については、基礎／配偶者／調整控除入力タブの各色枠内の説明を参照ください。

※色枠で囲んだ箇所が改正によって新設、変更の対応をした個所です。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄に変更しました。
支払金額から給与所得控除、所得金額調整控除を差し引いた額を出力します。

「所得金額調整控除額」欄を新設しました。

「基礎控除の額」欄を新設しました。
出力は以下の通りです。

※48 万円の場合は“空欄”です。ご留意
ください。

「元号」欄は和暦を出力します。

「寡婦（一般・特別）」「寡夫」欄から「寡婦」「ひとり親」欄に変更しました。年調する社員が各項目に該当する場合に○がつきます。

※本人区分にチェックがあり、所得金額 500 万円以下の社員が該当します。

※年末調整をしない、又は令和2年3月以前に退職した社員の年末調整をする場合で、改正前の寡婦・寡夫に該当する場合は、「適用」欄に旧寡婦、旧寡夫、旧特別の寡婦と出力します。

(摘要)
年調未済

「特別特定取得」の出力に対応しました。

3	住(特)	特别(1)	借搭回	入除自	全區)	等分	住(特特)
---	------	-------	-----	-----	-----	----	-------

源泉徴収票の記載の仕方には、次のように記載方法があります。

他の欄に記載があれば省略できるため、転記する機能は設けておりません。

※記載が必要な場合は、社員登録→税金タブ→摘要欄にご入力下さい。

12

- ・改正様式に対応しました。

- ・基礎控除額の枠を新設しました。

13

⑩確認帳票／年末調整チェックリスト（一人分出力、二人分出力）

- ・本人区分の寡婦寡夫、特別の寡婦を寡婦、ひとり親に変更しました。

【本人区分】	
障害者:	NO
特別障害者:	NO
寡婦:	NO
ひとり親:	YES

- ・「特別特定取得」に該当する場合は、住宅借入金等の居住開始日の右に（特特）と出力するよう対応しました。

【住宅借入金等】	住宅借入金等特別控除額(入力):	300,000
	住宅借入金等特別控除額(控除):	300,000
	居住開始日①:令和 1年10月 1日(特特)	残高: 住 30,000,000
	居住開始日②:	残高:

⑪確認帳票／年末調整チェックリスト（一覧表出力）

- ・F8（項目設定）に下記の項目を追加・変更しました。
 - ・調整控除額の追加
 - ・給与所得控除後の金額→調整控除後に変更
 - ・扶養、基礎、障害者控除の合計額→扶養、障害者控除の合計額に変更
 - ・基礎控除額の追加
 - ・住宅控除区分①②
 - ・特定取得①②

改 良

I. 登録・導入

1) 会社情報／新規会社登録・修正・削除

①会社登録

- ・基本会社情報タブ
「連絡先：URL」欄において、全角文字入力に対応しました。

②社員登録

- ・扶養情報①タブ
扶養情報を入力する場合、“入れ替え”と“挿入”が行える機能を作成しました。

扶養4					対象外	非居住
	-	-				
本人情報転記(F5)						続柄選択(Home)
扶養						削除
挿入						↓

2) 会社情報／会社・社員情報リスト

①社員情報リスト

- ・扶養情報欄に“源泉控除対象”区分を出力するように対応しました。

扶養情報	【配偶者】	
	配偶者:	有り
	配偶者区分:	一般
	源泉控除対象:	該当
	障害者区分:	非該当
給与区分:		日給

- ・扶養情報欄のガイド文言を下記のように変更しました。

【扶養親族の数（配偶者を除く）】→【扶養親族の数】（扶養人数合計及び非居住者は配偶者を含む）に変更しました。

扶養情報	【配偶者】		【扶養親族の数】（扶養人数合計及び非居住者は配偶者を含む）	
	配偶者:	有り	一般扶養親族:	0名 扶養人数合計: 1名
	配偶者区分:	一般	特定扶養親族:	0名 年少扶養者: 1名
	源泉控除対象:	該当	老人扶養親族 (同居老親等以外):	0名 非居住者: 0名
	障害者区分:	非該当	老人扶養親族 (同居老親等):	0名
	給与区分:	月給者		

Ⅱ. 給与・賞与

1) 出力／出力処理

①支払帳票（明細書等）／明細書出力、賃金帳票／月別給与一覧表、次月計算基礎表

『令和3年分マスター』より、“支給累計”から“課税支給累計”に名称を変更しました。

課	雇用率	退職者	非課税	課税対象額累計	課税支給累計	社会保険累計	所得税累計
	3.00		有	579,165	602,222	23,057	186,000

②確認帳票／有給管理表

出力オプションの項目の文言を変更し、出力社員選択に該当社員のみ絞り込んで表示するように変更しました。

「☐有給取得日数が 日未満の社員」→「☐有給取得日数が 日未満の社員のみ出力」に文言を変更
チェックを入れると出力対象外の社員が非表示になるよう改良しました。

出力オプション

☒有給取得日数が

日未満の社員のみ出力

2) 入力・出力／給与・賞与

①年末調整データ入力

控除入力タブ

（特定増改築等）住宅借入金等項目に関する入力欄を下記のように変更しました。

- ・新規入力時の住宅借入金等特別控除の区分選択の初期表示を「住」から空欄に変更しました。
 - ・住宅借入金等特別控除の控除額の特例について区分表示を住（特）から、“住（H20 特例）”に変更しました。各種出力帳票は、従来通り「住（特）」のまま変更はありません。
- ※平成20年居住開始は、住宅借入金等特別控除（本則）の控除期間は終了しており、控除額の特例は控除期間内のため計算されません。

(特定増改築等) 住宅借入金等	区分	居住 開始日	特定 取得	年末 残高	①	令和	01年06月03日	②	15,000,000
	特別控除可能額 / 控除の額				住	令和		増	
					②			額	
					住			150	特定
					住(H20特例)				特別特定

Ⅲ. 年末調整／出力処理（年調関係）（Pro IIのみ）

1) 年末調整帳票／基礎・配偶者・調整控除申告書

出力オプションの文言を変更しました。※令和2年マスターより対応。

“配偶者（特別）控除を受けることができなくても出力する”→“配偶者（特別）控除が適用されない人も配偶者欄を出力する”に変更。

IV. 表形式（ProⅡのみ）

1）表形式／給与マスター表形式処理

① ファイル項目設定 タイプ 6～タイプ 10

『令和 3 年分マスター』より、“支給累計”から“課税支給累計”に名称を変更しました。

- ・ 34：本人区分で“ひとり親”“寡婦”に対応しました。
- ・ 392：【年末調整項目】【特別取得区分①】 【特別取得区分②】 で“特別特定取得”に対応しました。

Excel で入力される場合

CSV 側	データ取込後区分
寡夫婦	旧) 寡婦寡夫：◎一般
特寡婦	旧) 寡婦寡夫：◎特別
ひとり親	ひとり親・寡婦：◎ひとり親
寡婦	ひとり親・寡婦：◎寡婦

本人区分	本人区分：	☐ 障害者	☐ 一般	☐ 特別
寡夫婦/障害者/ひとり親	本人区分	☒ 旧) 寡婦寡夫	☐ 一般	☒ 特別
寡夫婦/寡婦		☒ ひとり親・寡婦	☒ ひとり親	☐ 寡婦
特寡婦/ひとり親		☐ 勤労学生		
		☐ 死亡退職		
		☐ 災害者		
		☐ 外国人		

※令和 3 年に更新された場合は、“寡夫婦”“特寡婦”は取り込みません。

居住年月日①	区分①	特定取得区分①	年末残高①
令01/10/31	住	特別特定取得	10000000
令01/09/01	住	特定取得	23000000
平29/05/31	増		3000000
平20/06/20	住(特)		2500000

※令和元年 10 月 1 日～令和元年 12 月 31 日特別特定取得に係るものは“特別特定取得”と入力します。

①	住	▼	令和	01年10月31日	特別特定	▼	10,000,000
②		▼	令和				

※控除入力画面では、平成 20 年居住開始の特例は“住（特）”を“住（H20 特例）”に変更していますが、Excel での入力時は、“住(特)”で入力してください。（カッコは半角）

①	住(H20特例)	▼	平成	20年06月20日			2,500,000
②		▼	令和				

I. 給与・賞与

1) 出力／出力処理

①確認帳票／勤怠明細書

既退職者がいる場合等で、出力社員選択に表示されない社員がいる場合、社員選択ボタンの個人コード範囲指定を使って既退職者のコード以降を指定すると、正しく範囲選択できない（出力対象にならない）ケースがあったのを修正しました。

②賃金帳票／給与台帳兼賃金台帳

- ・F3(Excel 出力)した場合、給与計欄が空欄になる項目（単価）の最終月のデータが給与計欄に出力されていたのを修正しました。※出力最終月が4月以降の場合。
 - （例1）“源泉徴収簿兼賃金台帳 社員別”で Excel 出力すると“勤怠項目”で出力設定している単価項目が出力されないケースがあったのを修正しました。※印刷した場合には出力できていました。
 - （例2）Excel 出力時に、ちょうど相殺されて0円となった項目が出力されなかったのを修正しました。
控除1に4月：10万、5月：-5万、6月：-5万と入力。源泉徴収票兼賃金台帳でプレビューすると各月の金額が出てくるが、F3Excel 出力すると、4月、5月は各々出力されるが、6月の-5万が出力されなかったのを修正しました。
- ・「源泉徴収簿兼賃金台帳（部署別合計・総合計）」の“過去一年出力”を行った場合、総合計の金額が正しく集計されないケースがあったのを修正しました。
※前年最終処理時に既退職者がいる部署があり、翌年更新を行うと当年の該当部署には社員が誰もいなかった場合、“総合計”に最終部署の金額が加算されていたのを修正しました。

③賃金帳票／月別給与一覧表

- ・既退職者を含めて“過去一年出力”を行った場合、最終列の「※総合計※内前月退職等」が総合計分の金額を加算した金額で集計されていたのを修正しました。
※前年最終処理時に既退職者がいる部署（部署コードが最後（一番下）に表示されている部署）があり年更新後にその部署が削除されて、かつ他の部署に当年又は前年の既退職者がいる場合、既退職者を含めて過去一年出力すると最終列の「※総合計※内前月退職等」が総合計分の金額を加算した金額になっていたのを修正しました。
- ・“社員別一覧表”において、入社年月日（社歴）を出力した場合、社歴が正しく出力されないケースがあったのを修正しました。
※個人に設定されている支給日から算出するように対応しました。
会社支給日と部署支給日が異なる場合社歴は“部署支給日”を基準として計算するようにしました。
（例）会社登録が9/15支給、部署支給日が9/30支給の場合
9/15支給の給与で、部署支給日の設定をした部署に所属の9/20入社の社員を出力すると社歴を（-1.11）と表示していました。

④賃金帳票／給与台帳兼賃金台帳、月別給与一覧表

「源泉徴収簿兼賃金台帳 総合計」「源泉徴収簿兼賃金台帳 部署別合計」「月別給与一覧表 部署別合計表」の“過去一年出力”を行った場合、“前年退職者”が出力対象に含まれないケースがあったのを修正しました。
※12月賞与を含み賞与処理に年2回以上更新しており、最終給与処理へ更新後に支給日変更で直前12月賞与の支給日を翌年1月に変更したマスターで、年末退職者が12月賞与より前の賞与時に所属していた部署が年更新後に所属ゼロ人になった場合、「総合計」の過去一年出力を行うと前年退職者が出力対象に含まれないのを修正しました。

Ⅱ. 年末調整／出力処理（年調関係）（ProⅡのみ）

1) 年末調整帳票／源泉徴収票

- ・過年度マスターがある場合の前年の源泉徴収票出力で、退職年月日が出力されないケースがあったのを修正しました。
※過年度マスターで源泉徴収票を出力したときは退職年月日の表示がされていました。
- ・“寡夫”等の旧区分を摘要欄に出力するように対応しました。
（令和2年のみの対応となります。年調しない人は3月支給分までで年調する退職者）
- ・中途就・退職の年を表示するように対応しました。（年月日を中央揃えに変更）

Ⅲ. 通信・移動

1) 給与抽出処理

受信一覧画面を開いた時、カーソルの位置を一番下になるようにしました。

Ⅳ. マイナンバー管理処理／個人番号履歴

1) 個人番号履歴

会社名に表示する年度を“平成 32 年 12 月”→“令和 2 年 12 月”に修正しました。

会社名	
日本ICS	税理士事務所(令和 2年12月)
日本ICS	税理士事務所(令和 2年12月)

以上